

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 8)	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・「、」から「,」へ修正。(ただし, 他社と審査基準要求事項の「、」は対象外) ・ページ数を記載していた箇所について, ページ数の変更を修正 ・全角/半角の修正 ・インデント及び段落の修正 ・交替から交代へ修正 ・給油から燃料補給へ修正 ・注水活動から給水活動へ修正 ・第○図→図○へ修正 	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・「、」から「,」へ修正。(ただし, 他社と審査基準要求事項の「、」は対象外) ・ページ数を記載していた箇所について, ページ数の変更を修正 ・全角/半角の修正。 ・インデント及び段落の修正。 ・交替から交代へ修正 ・給油から燃料補給へ修正 ・注水活動から給水活動へ修正 ・第○図→図○へ修正 ・着色の適正化 ・参考となる先行プラントまとめ資料について抜粋(比較表に貼り付け) 	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)	全般	<p>アクセスルート復旧作業が不要となったことに伴い, ホイールローダに関する相違理由欄の記載を修正。</p> <p>(旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊のアクセスルート復旧作業は「崩壊土砂撤去」であることから, この作業に最適な可搬型設備としてホイールローダを選定している。また, 想定を上回る段差が発生した場合の段差復旧のためにバックホウを配備する。 <p>(新)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は, あらかじめ段差緩和対策及びアクセスルート拡幅を行うため, 復旧作業なしで可搬型設備の通行が可能であるが, 万一のがれき, 土砂, 段差等の発生に備え, ホイールローダ及びバックホウを配備する。 	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)	1.0-とりまとめた資料-2	<p>記載の適正化(下線部参照)</p> <p>1-3)バックフィット関連事項 項目内の記載</p> <p>(旧)</p> <p>前兆事象を確認した時点での事前の対応(降下火災物の到達が予想されるときの手順の追記)</p> <p>(新)</p> <p>前兆事象を確認した時点での事前の対応(降下火砕物の到達が予想されるときの手順の追記)</p>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)	1.0-とりまとめた資料-10	記載の適正化 (下線部参照) 3-2)女川2号炉との比較表の記載方針等 (旧) 代替設備運転手順書 (新) 代替設備等運転手順書	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 8)	1.0-2	記載の適正化 (下線部参照) (旧) 「2.1 可搬型設備等による対応」は、「1. 重大事故等対策」の対応手順を基に、大規模損壊が発生した場合も対応を実施する。また、様々な状況においても、事象進展の抑制及び緩和を行うための手順を整備し、大規模損壊が発生した場合の対応を実施する。 (新) 「2.1 可搬型設備等による対応」は、「1. 重大事故等対策」の対応手順を基に、大規模な損壊が発生した場合も対応を実施する。また、様々な状況においても、事象進展の抑制及び緩和を行うための手順を整備し、大規模な損壊が発生した場合の対応を実施する。	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)	1.0-2	同上	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 8)	1.0-6	記載の適正化 (下線部参照) (旧) 添付資料1.0.11 重大事故等時の発電用原子炉主任技術者の役割等について (新) 添付資料1.0.11 重大事故等時の発電用原子炉主任技術者の役割について	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)	1.0-4	同上	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 8)	1.0-7	目次の修正に伴い、下記を削除 添付資料1.0.18 重大事故等時の初動対応体制の強化等について (旧) 添付資料1.0.18 重大事故等時の初動対応体制の強化等について 添付資料1.0.19 重大事故等時における単独操作について (新) 添付資料1.0.18 重大事故等時における現場1名作業について	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)	1.0-5	同上	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 8)	1.0-8 1.0-39	記載の適正化 1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方の記載内容について、添付資料1.0.1にて最新化されたため、反映実施。 (旧) ・・・通常時に使用する系統から弁操作又は工具等の使用により速やかに切り替えられるように、当該操作等を明確にし、通常時に使用する系統から速やかに切り替えるために必要な手順等を整備するとともに、確実に実行できるよう訓練を実施する。 (新) ・・・通常時に使用する系統から弁操作により速やかに切り替えられるように、当該操作等を明確にし、通常時に使用する系統から速やかに切り替えるために必要な手順を整備するとともに、確実に実行できるよう訓練を実施する。	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)	1.0-6 1.0-42	同上	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)	1.0-6 1.0-42	No13の反映に伴い相違理由欄の記載を適正化 泊と女川は弁操作のみで切替えるが、大飯は工具等も用いて切替えることから、差異となるため着色を実施し相違理由を記載	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 8)	1.0-11 1.0-12 1.0-42	あらかじめアクセスルート拡幅を行うことにより、以下の記載を修正しました。 (旧) 崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、 <u>ホイールローダ等の重機による崩壊箇所の復旧を行い、通行性を確保する。</u> (新) 崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、 <u>可搬型重大事故等対処設備の運搬に必要な幅員を確保する。</u>	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)	1.0-10 1.0-46	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)	1.0-10 1.0-46	相違理由欄 【女川】対応方針の相違 ・段差に対するアクセスルートの通行性確保方法の相違。 の後に、(島根と同様)を追記する。 泊はあらかじめ段差緩和対策を実施する方針としていることから、島根と同様の構文を用いている。 比較表欄に島根の記載を追加する。 【島根の記載】 液状化、揺すり込みによる不等沈下及び地中埋設物の損壊に伴う段差の発生が想定される箇所においては、これらがアクセスルートに影響がある場合は、あらかじめ段差緩和対策を実施する。	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)	1.0-10 1.0-11 1.0-47	相違理由欄 【女川】対応方針の相違 ・道路構造令に示されている20km/h～の後に、(島根と同様)を追記する。 泊のアクセスルートには9%を上回る急勾配箇所がないことから、島根の構文を用いている。 比較表欄に島根の記載を追加する。 【島根の記載】 また、凍結及び積雪に対して、道路については融雪剤を配備し、車両については走行可能なタイヤを装着することにより通行性を確保する。	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)	1.0-15 1.0-55	相違理由欄 【女川】体制の相違(相違理由1) 泊の発電所災害対策要員は、消火要員を含む。 伊方は、発電所災害対策本部要員に消防要員を含んでいることから、伊方と同様と追記する。	
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 8)	1.0-17 1.0-56	審査基準の改正に伴い記載を下記の通り適正化 a. 手順書の整備 (b) 項記載内容において 迷う→ためらう 迷わず→ためらわず	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)	1.0-17 1.0-57	同上	
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 8)	1.0-18	記載の適正化(下線部参照) (c) の2段落目 (旧) ・・・安全を優先する方針に基づき定めた運転手順書に整備し、・・・ (新) ・・・安全を優先する方針に基づき定めた運転手順書を整備し、・・・	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)	1.0-19	同上	
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 8)	1.0-27 1.0-75	記載の適正化 (下線部参照) (旧) 発電所対策本部は、重大事故等対策を実施する実施組織、実施組織に対して技術的助言を行う技術支援組織及び実施組織が事故対策に専念できる環境を整える運営支援組織を編成～ (新) 発電所対策本部は、重大事故等対策を実施する実施組織、実施組織に対して技術的助言を行う技術支援組織及び実施組織が事故対策に専念できる環境を整える運営支援組織で編成～	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)	1.0-29 1.0-77	同上	
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)	1.0-30	記載の適正化 (下線部参照) 相違理由欄 下から3つ目 【大飯】記載方針の相違 (旧) 泊は炉主任が参集可能なエリアを具体的に記載した。(女川実績の反映) (新) 泊は非常招集が可能なエリアを具体的に記載した。(女川実績の反映)	
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)	1.0-30 1.0-79	記載の適正化 (下線部参照) 相違理由欄 30ページ：下から1つ目、79ページ：上から4つ目 【大飯】運用の相違 (旧) 炉主任及び代行者を参集可能圏内に少なくとも1名確保することを記載した。(女川実績の反映) (新) ・炉主任及び代行者を非常招集が可能なエリアに少なくとも1名確保することを記載した。(女川実績の反映)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 8)	1.0-28	記載の適正化 (下線部参照) (旧) 夜間及び休日 (平日の勤務時間帯以外) に重大事故等が発生した場合、発電所災害対策要員は発電用原子炉主任技術者が発電用原子炉施設の運転に関する保安の監督を誠実に行うことができるように、通信連絡手段により必要の都度、～ (新) 夜間及び休日 (平日の勤務時間帯以外) に重大事故等が発生した場合、発電所災害対策要員は発電用原子炉主任技術者が発電用原子炉施設の運転に関する保安の監督を誠実に行うことができるように、通信連絡設備により必要の都度、～	
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)	1.0-30	同上	
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)	1.0-32	記載の適正化 (下線部参照) 相違理由 上から6つ目 (旧) 【大飯】記載方針の相違(相違理由3) (新) 【大飯】記載方針の相違(相違理由1)	
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 8)	1.0-31	記載の適正化 (下線部参照) (e) 項の以下の文章を適正化 (旧) その中に実施組織及び支援組織を設置し、重大事故等の対策を実施する。 (新) その中に実施組織及び支援組織を設置し、重大事故等対策を実施する。	
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)	1.0-34	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 8)	1.0-31 1.0-81	重大事故等時の体制について、消火活動の指揮を行う消火責任者及び燃料補給を行う災害対策要員を発電所内に常時確保する要員として追加したため、記載を適正化（下線部参照） (旧) 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するため、重大事故等に対処する要員として、発電所内に原子力防災組織の統括管理及び全体指揮を行う全体指揮者並びに通報連絡を行う通報連絡者の災害対策本部要員3名、運転操作指揮、運転操作指揮補佐及び運転操作対応を行う3号炉運転員6名、運転支援活動、電源復旧活動、注水活動及びがれき撤去活動を行う災害対策要員9名、重大事故等対策に係る支援活動を行う災害対策要員（支援）15名、1号及び2号炉運転員3名並びに火災発生時の初期消火活動に対応するための消火要員8名の合計44名を確保する。 (新) 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するため、重大事故等に対処する要員として、発電所内に原子力防災組織の統括管理及び全体指揮を行う全体指揮者、通報連絡を行う通報連絡責任者及び通報連絡者並びに火災発生時の消火活動の指揮を行う消火責任者の災害対策本部要員4名、運転操作指揮、運転操作指揮補佐及び運転操作対応を行う3号炉運転員6名、運転支援活動、電源復旧活動、注水活動、がれき撤去活動及び燃料補給活動を行う災害対策要員11名、重大事故等対策に係る支援活動を行う災害対策要員（支援）15名、1号及び2号炉運転員3名並びに火災発生時の初期消火活動に対応するための消火要員8名の合計47名を確保する。	
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)	1.0-35 1.0-84	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 8)	1.0-32 1.0-82	泊の「使用済燃料ピットのみ燃料体を貯蔵している期間」との記載表現と大飯の「原子炉容器に燃料が装荷されていない場合」との記載表現は、実質的な相違がないことから、大飯の記載表現に見直すこととする。 また、女川が原子炉運転中と原子炉運転停止中の運転員の要員数を記載していることも踏まえ、泊は原子炉容器に燃料が装荷されている場合における要員数も追記することとする。 例) まとめ資料1.0.32 (旧) なお、使用済燃料ピットのみ燃料体を貯蔵している期間においては、運転員を5名、重大事故等対策に係る支援活動を行う災害対策要員(支援)を14名とする。 (新) なお、3号炉の原子炉容器に燃料が装荷されている場合においては、3号炉運転員を6名、重大事故等対策に係る支援活動を行う災害対策要員(支援)を15名とし、3号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合においては、3号炉運転員を5名、重大事故等対策に係る支援活動を行う災害対策要員(支援)を14名とする。	
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)	1.0-35 1.0-85	同上	
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)	1.0-37	記載の適正化(下線部参照) 相違理由 上から5つ目 (旧) 【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) (新) 【大飯】記載方針の相違(相違理由1)	
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 8)	1.0-52	審査基準の改正に伴い記載を適正化(下線部を追記) 【解釈】 ｂ) 発電用原子炉設置者において、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準をあらかじめ明確化する方針であること。(ほう酸水注入系(SLCS)、海水及び格納容器圧力逃がし装置の使用を含む。)また、当該判断基準に達した場合に当該操作等をためらわず実施する手順とする方針であること。	
39	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)	1.0-54	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.7)	1.0-59	相違理由欄の一番上に以下を追加 【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)	
41	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.8)	1.0-58	記載の適正化(下線部参照) (旧) 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する運転手順書で対応する状態からさらに事象が進展し炉心損傷に至った際に～ (新) 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する運転手順書で対応する状態から更に事象が進展し炉心損傷に至った際に～	
42	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.7)	1.0-61	同上	
43	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.8)	1.0-76	原子力防災組織の基本的な機能について、記載内容を適正化(下線部参照) (旧) ①意思決定・指揮, ②情報管理・火災対応, ③資機材等リソース管理・社外対応, ④情報収集・計画立案, ⑤現場対応を有しており、～ (新) ①意思決定・指揮, ②情報収集・計画立案, ③現場対応, ④情報管理, ⑤資機材等リソース管理・社外対応を有しており、～	
44	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.7)	1.0-77	同上	
45	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.7)	1.0-80	相違理由欄 【大飯】体制の相違 大飯は号炉ごとに1名ずつ通報連絡者を配置。 泊は号炉ごとに配置していないが通報連絡責任者及び通報連絡者の2名を配置している。 「号炉ごとに」を記載していないことについては、伊方と同様であることを追記。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
46	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)	1.0-82	記載の適正化 ・泊は発電所対策本部の体制が機能するまでは、発電課長（当直）の指揮の下、運転員及び災害対策要員を主体とした初動対応の体制を確保している。運転員と可搬型重大事故等対処設備を取り扱う災害対策要員は、どちらも実施組織である運転班の要員であり、かつ発電課長（当直）の指示により運転員及び災害対策要員が操作を行う手順としている。伊方についても当直長が可搬型重大事故等対処設備を扱う緊急時対応要員に指示する体制となっている。このことから伊方同様な記載とした。 (旧) 発電所対策本部の各機能班員が参集し、発電所対策本部の体制が確立すれば、発電所対策本部長の指揮の下、必要な重大事故等対策を行う。ただし、運転手順書にあらかじめ規定されている操作については、発電課長（当直）の指示により運転員が主体的に事故対応操作を継続する。 (新) 発電所対策本部の体制が機能するまでは、発電課長（当直）の指揮の下、運転員及び災害対策要員を主体とした初動体制を確保し、迅速な対応を図る。具体的には、発電課長（当直）は関係箇所と通信連絡設備を用いて情報連携しながら、災害対策要員へ指示を行う。災害対策要員は、発電課長（当直）の指示の下、必要な重大事故等対策を行う。	
47	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)	1.0-88	大飯は、携行型通話装置を備えた緊急時対策所を整備する、としている。大飯欄の「携行型通話装置」については、緑着色から赤着色とし、相違理由を追記する。 設計の相違 通信連絡設備の種類に相違はあるが、泊発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を配備している。(詳細はDB34条まとめ資料にて整理)	
48	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 8)	1.0-28	比較表とまとめ資料の不一致箇所について、記載を適正化（下線部参照） (旧) 発電用原子炉主任技術者は、重大事故等時において・・・ (新) 発電用原子炉主任技術者は、 <u>重大事故等対策</u> において・・・	
49	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 8)	1.0-89	記載の適正化（下線部参照） (k) 2段落目 (旧) 平時から連絡体制を構築するとともに、必要な対応を検討できる <u>協力活動体制</u> を整備する。 (新) 平時から連絡体制を構築するとともに、必要な対応を検討できる <u>協力体制</u> を整備する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
50	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 8)	1.0.10-目次 1.0.10-7 1.0.10-8 1.0.10-26	「運転中及び停止中の場合」を「原子炉容器に燃料が装荷されている場合」に記載を適正化する。(下線部参照) 例) まとめ資料1.0.10-目次 (旧) 図5 中央制御室運転員の体制 (3号炉_運転中及び停止中の場合) (新) 図5 中央制御室運転員の体制 (3号炉の原子炉容器に燃料が装荷されている場合)	
51	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)	1.0.10-2 1.0.10-14 1.0.10-17 1.0.10-37	同上	
52	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 8)	1.0.10-目次 1.0.10-7 1.0.10-8 1.0.10-10 1.0.10-26	「使用済燃料ピットのみに燃料体を貯蔵している期間」を「原子炉容器に燃料が装荷されていない場合」に記載を適正化する。(下線部参照) 例) まとめ資料1.0.10-目次 (旧) 図6 中央制御室運転員の体制 (3号炉が使用済燃料ピットのみに燃料体を貯蔵している期間) (新) 図6 中央制御室運転員の体制 (3号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合)	
53	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)	1.0.10-2 1.0.10-14 1.0.10-17 1.0.10-19 1.0.10-37	同上	
54	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)	1.0.10-3	記載の適正化 (下線部参照) (旧) 別紙5 災害対策本部要員による通報連絡について (新) 別紙5 発電所災害対策要員による通報連絡について	
55	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)	1.0.10-4	記載の適正化 (下線部参照) 相違理由欄 上から4つ目 旧) 【女川】記載表現の相違 名称の相違(以降, 相違理由を省略) 新) 記載表現の相違 名称の相違(以降, 相違理由を省略)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
56	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 8)	1.0.10-1	記載の適正化 「 <u>全社</u> 」に対する読み替え文言を追記 (旧) 全社として・・・ (新) 全社(全社とは、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社のことをいい、以下同様とする。)として・・・	
57	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)	1.0.10-4	同上	
58	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 8)	1.0.10-2	記載の適正化(下線部参照) (旧) 発電所内に必要な発電所災害対策要員並びに <u>1号炉</u> 及び2号炉運転員・・・ (新) 発電所内に必要な発電所災害対策要員並びに <u>1号</u> 及び2号炉運転員・・・	
59	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)	1.0.10-5 1.0.10-7	同上	
60	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 8)	1.0.10-1	1.(1)体制の概要について 原子力防災組織の基本的な機能について、記載内容を適正化(下線部参照) (旧) ①意思決定・指揮、②情報管理・火災対応、③資機材等リソース管理・社外対応、④情報収集・計画立案、⑤現場対応を有しており、～ (新) ①意思決定・指揮、②情報収集・計画立案、③現場対応、④情報管理、⑤資機材等リソース管理・社外対応を有しており、～	
61	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)	1.0.10-5	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
62	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)	1.0.10-5 1.0.10-6	相違理由欄 【女川】体制の相違(相違理由1) 泊の発電所災害対策要員は、消火要員を含む。 伊方は、発電所災害対策本部要員に消防要員を含んでいることから、伊方と同様と追記する。	
63	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 8)	1.0.10-3 1.0.10-17 1.0.10-19	記載の適正化 (旧) 全社大 (新) 全社	
64	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)	1.0.10-7 1.0.10-28 1.0.10-30	同上	
65	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 8)	1.0.10-5	記載の適正化(下線部参照) <運営支援組織> 事務局 記載内容 (旧) 火災発生時には、火災の発生場所に応じて運転員が初期消火を行い、出動要請を受けた消火要員が初期消火を引き続いて実施する。 (新) 火災発生時には、火災の発生箇所、状況に応じて運転員が初期消火を行い、出動要請を受けた消火要員が初期消火を引き続いて実施する。	
66	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)	1.0.10-11	同上	
67	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 8)	1.0.10-7	記載の適正化(下線部参照) (旧) (a) 支援組織の活動に必要な施設及び設備 重大事故等対応に必要なプラントのパラメータを確認するためにデータ収集 計算機及びデータ表示端末、発電所内外に・・・ (新) (a) 支援組織の活動に必要な施設及び設備 重大事故等対応に必要なプラントのパラメータを確認するためにデータ伝送 設備(発電所内)、発電所内外に・・・	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
68	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)	1.0.10-12	同上	
69	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 8)	1.0.10-9 1.0.10-別紙2-1 1.0.10-別紙2-2	災害対策本部要員について、消火責任者を追加したことから、記載を適正化 例) 1.0.10-9 (a) 発電所に常駐している発電所災害対策要員 (運転員を除く。) の役割等 イ. 災害対策本部要員 (4名) の記載内容に以下 (ハ) 項を追加 <u>(ハ) 消火責任者 (1名)</u> ・初期消火要員による消火活動の指揮	
70	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)	1.0.10-18 1.0.10-65 1.0.10-66	同上	
71	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 8)	1.0.10-11	記載の適正化 (下線部参照) (旧) 発電所周辺地域 (泊村, 共和町, 岩内町又は神恵内村) で震度5弱以上の地震が発生した場合や発電所前面海域における大津波警報が発表された場合には、非常招集連絡がなくても <u>自発的に</u> 発電所に参集する。 (新) 発電所周辺地域 (泊村, 共和町, 岩内町又は神恵内村) で震度5弱以上の地震が発生した場合や発電所前面海域における大津波警報が発表された場合には、非常招集連絡がなくても <u>自主的に</u> 発電所に参集する。	
72	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)	1.0.10-20	同上 相違理由欄 記載表現の相違 (島根と同様) を追記。 参考に島根記載箇所を比較表へ貼り付け実施。	
73	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 8)	1.0.10-11	記載の適正化 (下線部参照) (旧) (b) 非常招集になる要員 (新) (b) 非常招集となる要員	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
74	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)	1.0.10-21	同上	
75	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)	1.0.10-21 1.0.10-81	記載の適正化 (下線部参照) 相違理由欄 1.0.10-21ページ上から1つ目 女川は徒歩による参集が必要になる場合には、浦宿寮を経由して参集するが、泊は、徒歩による参集が必要な場合でも、道路状況や発電所における事故の進展状況が確認できる場合は、直接発電所へ向かうこととしている。 島根と同様である事を追記する。	
76	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)	1.0.10-24	(5) 中央制御室-発電所対策本部間の情報連絡の記載について、女川には記載がない事から、記載方針が同様な大飯と比較し、整理した。	
77	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 8)	1.0.10-15	記載の適正化 (下線部参照) (旧) ※3 (2) 発電所対策本部の要員参集 c. 発電所外から発電所に参集する発電所災害対策要員参照 (新) ※2 (2) 発電所対策本部の要員参集 c. 発電所外から発電所に参集する発電所災害対策要員参照	
78	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)	1.0.10-25	同上	
79	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 8)	1.0.10-16	記載の適正化 「全社」に対する読み替え文言を削除 3. (1). 1. (a) 及び(b)の全社 (旧) 全社 (全社とは、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社のことをいう。) での・・・ (新) 全社での・・・	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
80	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)	1.0.10-27	同上	
81	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 8)	1.0.10-16	3. 発電所外における重大事故等対策に係る体制についての記載内容を適正化 (下線部参照) (旧) 本店対策本部及び原子力事業者災害対策支援拠点において、～ (新) 本店対策本部及び原子力事業所災害対策支援拠点において、～	
82	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)	1.0.10-27	同上	
83	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 8)	1.0.10-20	表2 警戒事象, 原災法第10条第1項及び原災法第15条第1項に該当する事象の整理表の適正化 先行電力記載内容に合わせ, EAL31シリーズを削除	
84	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)	1.0.10-31	同上	
85	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 8)	1.0.10-27	図7 (発電所における体制発令と要員の非常招集)の最新化 (下線部参照) (旧) 通報連絡者 (新) 通報連絡責任者	
86	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)	1.0.10-38	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
87	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.4.8)	1.0.10-28 1.0.10-別紙7-3	緊急時の呼び出しシステムによる非常招集連絡について、緊急時通報連絡システムから、所員の上長へ連絡があった後に、各上長から所員に対して出動指示を実施するため、女川同様な記載となるように記載の充実化を図った。 例) まとめ資料1.0.10-28 図8	
88	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.4.7)	1.0.10-39 1.0.10-80	同上 例) 比較表1.0.10-39 図8	
89	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.4.8)	1.0.10-31	DB34条資料最新化に伴い、図11 緊急時対策所内のレイアウト、情報共有のイメージを最新化 ・右下壁際に記載されていた誤記「食料保管スペース」を削除	
90	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.4.7)	1.0.10-42	同上	
91	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.4.8)	1.0.10-32	図12 重大事故等発生時の支援体制 (概要) のレイアウトを先行電力を参考とし最新化	
92	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.4.7)	1.0.10-43	同上	
93	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.4.7)	1.0.10-44	記載の適正化 (下線部参照) 相違理由欄 (旧) 本店原子力防災葬式の相違 (新) 本店原子力防災組織の相違	
94	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.4.8)	1.0.10-34	図14 本店における体制発令と要員の非常招集を最新化 ・通報連絡者→通報連絡責任者	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
95	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)	1.0.10-45	同上	
96	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)	1.0.10-63	資料修正箇所の適正化 (旧) 表1に黄色枠有り (新) 表1に黄色枠無し	
97	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 8)	1.0.10-別紙1-4	発電所原子力防災組織の構成を最新化したため、以下の表を最新化 表1 各職位のミッションについて	
98	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)	1.0.10-63	同上	
99	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 8)	1.0.10-別紙3-2	1.0.2 アクセスルート資料最新化に伴い、図2 緊急時対策所までのアクセスルートの最新化 ・集水枿表記削除 ・アクセスルート拡幅	
100	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)	1.0.10-72	同上	
101	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 8)	1.0.10-別紙4-1 1.0.10-別紙4-2	記載の適正化 ○通信連絡設備をまとめた表の電源設備名称の適正化 (旧) 無停電電源装 (新) 無停電電源装置 ○乾電池内蔵照明の適正化 (旧) 50個 (新) 60個	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
102	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)	1.0.10-73	同上	
103	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 8)	1.0.10-別紙5-2	別紙5 図1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報連絡経路を最新化 ・通報連絡責任者追加に伴う修正	
104	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)	1.0.10-75	同上	
105	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 8)	1.0.10-別紙6-1	別紙6 原子力事業所災害対策支援拠点について最新化 その他欄へ社内融通等を追加	
106	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)	1.0.10-76	同上	
107	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 8)	1.0.10-別紙7-1	別紙7 図1 原子力防災組織の要員について要員名称や人数等を最新化	
108	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)	1.0.10-78	同上	
109	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)	1.0.10-81	相違理由欄 上から2つ目の下記の相違理由を削除。(相違理由に対応する箇所がないため) 【女川】記載表現の相違	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
110	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.7)	1.0.10-81	記載の適正化 相違理由欄 運用の相違 泊は、震度5弱以上、大津波警報発表で自動参集する。 伊方、玄海と同様であることを追記。	
111	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.7)	1.0.10-88	記載の適正化 (下線部参照) 相違理由欄 上から4つ目 (旧) 泊は、275kV送電鉄塔が倒壊・・・ (新) 泊は、 <u>275kV</u> 送電鉄塔が倒壊・・・	
112	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.8)	1.0.10-別紙7-10	別紙7 図8 について以下を最新化したため図面を貼り替え実施 ・凡例が見切れていたため修正 ・集水桝表記削除 ・アクセスルート拡幅	
113	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.7)	1.0.10-90	同上	
114	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.8)	1.0.10-別紙7-11	記載の適正化 (下線部参照) 6. (2) 要員参集調査 (旧) なお、自動車等の移動手段が使用可能な場合は、より多くの要員が早期に参集することが期待できる。 なお、要員参集調査による評価を参考1に、要員参集の検証結果について参考2に示す。 (新) なお、自動車等の移動手段が使用可能な場合は、より多くの要員が早期に参集することが期待できる。 また、要員参集調査による評価を参考1に、要員参集の検証結果について参考2に示す。	
115	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.7)	1.0.10-93	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
116	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 8)	1.0.10-別紙7-28	1.0.10-別紙7-28 図2について、以下を反映したため図面の最新化を図った。 ・アクセスルート拡幅	
117	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)	1.0.10-124	同上	
118	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)	1.0.10-126	記載の適正化 相違理由欄 PRAにおいて想定する運転員の人数の相違 先行PWRプラントと同様であることを追記。	
119	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 8)	1.0.10-7	記載の適正化 (下線部参照) (旧) 夜間及び休日に重大事故等が発生した場合には、緊急時の呼び出しシステム又は通信連絡設備を用いて発電所対策本部体制を構成する発電所災害対策要員に対し非常招集連絡を行うとともに、 (新) 夜間及び休日に重大事故等が発生した場合には、緊急時の呼び出しシステム又は通信連絡設備を用いて発電所対策本部体制を構成する発電所災害対策要員に対し非常招集を行うとともに、	
120	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 8)	1.0.10-11	記載の適正化 (下線部参照) (旧) 発電所対策本部 (全体体制) については、発電所員約490名のうち、約350名 (2021年12月時点) が泊発電所から半径2.5km 圏内にある共和町宮丘地区に居住しており、更に約140名 (新) 発電所対策本部 (全体体制) については、発電所員約490名のうち、約350名 (2021年12月時点) が泊発電所から半径2.5km圏内にある共和町宮丘地区に居住しており、さらに約140名	
121	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 8)	1.0.10-15	記載の適正化 (下線部参照) (旧) 発電用原子炉主任技術者は、非常招集中であっても通信連絡設備 (衛星電話設備 (携帯型)) を携行することにより、 (新) 発電用原子炉主任技術者は、非常招集中であっても通信連絡設備 (衛星電話設備 (携帯型) 等) を携行することにより、	